

<書評と紹介> 熊沢誠著 『イギリス炭鉱ストライキの群像：新自由主義と闘う労働運動のレジェンド』

KONNO, Haruki / 今野, 晴貴

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / Journal of Ohara Institute for Social Research

(巻 / Volume)

789

(開始ページ / Start Page)

56

(終了ページ / End Page)

61

(発行年 / Year)

2024-07-01

書評と紹介

熊沢誠著

『イギリス炭鉱ストライキの群像』

——新自由主義と闘う労働運動の

レジェンド』



評者：今野 晴貴

本書はながく労働研究に従事し、日本の労働研究に多大な寄与をしてきた著者による「最後の著書」である。著者は、日本の学術研究のみならず労働運動の実践論に対しても大きく寄与してきた。評者もその両面にわたって著者の影響を受けてきた一人である。本書評はそうした背景を踏まえ、①本書の主題、②本書の概要を踏まえ、③日本の労使関係・労働運動に対する示唆について検討を加えていきたい。

1 本書の主題

本書が取り扱う対象は、1980年代に争われたイギリス炭鉱ストライキが結果的に保守党サッチャー首相の主導する新自由主義政策に敗北していく過程である。1984年3月から1985年3月の間、サッチャー政権による国有石炭産業の炭鉱閉鎖と人員整理に抵抗する炭鉱労働組合の大きなストライキがおり、炭坑夫の80%以上、およそ13万人以上の坑夫たちが一年間にわたって就業を拒んだ末、全国炭鉱労働

組合（NUM）がストライキの収束を決定した。

本書の執筆動機について、著者は次の三点をあげている。第一に、敗者たる坑夫たちの視点の復権が、「現時点の体制の批判的認識にとって不可欠のこととを感じる」からだ。炭鉱夫たちの闘いは、新自由主義の到来に対する最初の組織的な「身体を張った抵抗」だったのであり、彼らが守ろうとしたものは何であったのかを労働者たちの「敗者の眼」から浮かび上がらせるという。

第二に、このストライキは単なる敗北に終わったわけではなく、現代の労働運動に影響を与えている。「80年代半ばの炭鉱ストライキは、その敗北にもかかわらず、現時点のストライキという直接行動による異議申し立ての実践者にとって伝承されるべきレジェンドになっている」（p.16）。実際に、イギリスにおいては直接行動的な労働運動が再び興隆しているが、その背後では炭鉱夫の闘争が現代に引き継がれている。その理解が重要なのだという。

ここで言うイギリス社会に根差す労働者の伝統とは、産業民主主義（Industrial Democracy）である。この概念は日本ではなじみが薄いと、著者は日本の読者に向けてあえて説明を付す。それは、法律的には憲法の保証する労働三権（労働組合の結成権、団体交渉権、争議権）を指してはいるが、その具体的な行動の自由は、例えば争議形態としてのストライキやピケティングの選択の自由と、その行使に対する民法上刑法上の免責制度をふくんでいる。そして、「産業民主主義の実質なき政治的民主主義の制度だけでは、特権のないふつうの労働者にとっては民主主義はほとんど空語なのである」（p.15）と。この点が本書を貫く問題意識

の核心にあるだろう。

しかしながら著者は、80年代以降の日本における産業民主主義のあまりの貧しさに、あらためて衝撃を受けている。政財界が首肯する春闘相場に注目が集まる中で、賃上げストを「口走る」有力なエスタブリッシュメントはどこにもいない。本書執筆の第三の動機は、そのような風土の日本労働界に、イギリスにおける新自由主義との闘いの経験からメッセージを「送り付ける」ことにある。

以上の問題意識に基づき、本書はときに坑夫や家族たちの個人的体験にまで降りながら、「炭鉱ストライキを担った群像の物語」を紡ぎだす。

なお、本書において参照される資料は、著者自身の調査研究による一次資料ではなく、当時の労働者の「眼」に迫る多様な文献である。それらの文献を著者ならではの分析力によって精査することで、本書は形成されている。

2 本書の概要

本節は、順を追って本書の内容を概説していく。「序章 今なぜ、イギリスの炭鉱ストライキ（一九八四～八五年）の物語を描くのか」ではすでに述べた本書の問題意識が提示され、「第1章 イギリス炭鉱ストライキ（一九八四～八五年）の史的検証」において著者がこの闘争の全体像をどのように見ているのかが示される。

著者によれば、炭鉱ストライキの敗北は直接的には労働法の改正などサッチャー首相の極めて周到な「闘争準備」、警察権力による暴力や、司法権力の判断などによるものだが、その背後にはエネルギー転換やスタグフレーションといった構造的かつ避けがたい要因があった。しかし、その過程には労働者たちの苦闘が刻まれている。この最も初期に現れた新自由主義との

闘争に、身体を張って立ち向かった彼らの在り方にこそ注目すべきであると、著者は説く。

続く諸章では、時期区分に基づく説明がなされながら、著者が見る労働者の群像の輪郭が描き出されていく。したがって、本書の叙述は必ずしも時系列にそってはいない。

「第2章 第I期：八四年春 ストライキの拡大と強権の始動」では、ストライキの初動における攻防が説明される。イギリスのストライキは地域、産業、職業ごとに極めて分権的に始まり、他の職場に広がってゆくのが伝統である。初期の主戦場は、ストライキに総じて消極的なノッティンガムへの労働者側の「遊撃ピケ」とこれを阻止しようとする警官隊の闘争となった。多数決によるスト権行使の決定によるのではない闘争の伝統に、議会至上主義とは異なる「本当の民主主義」を著者は見出す。

「第3章 炭坑夫とはどのような人びとなのか」では、闘う労働者たちが守ろうとしたものを、コミュニティの復権という文脈の中に描き出している。労働者たちとその家族が闘争の中で守ろうとしていたものは、雇用、コミュニティ、労働組合であり、三者は結びついていた。ここで、とりわけ強調されているのは、コミュニティの復権と同時に現れる下からの自発性である。「ストライキを回顧し記録する者の多く、とくに母親、妻、女性たちの多くが実感したのは、コミュニティの復権であった。その復権の歓びゆえに、幾多の困難にもかかわらずストの期間は「私の人生最良のとき」だったという語りさえみられる」（p.69）。著者はこうしたコミュニティを「ムラ・コミュニティ」と呼称する。

「第4章 第II期の苦闘：八四年夏～秋」では、労働者側が次第に追い詰められながらも、主戦場がスト破りの保護をする警官隊との闘争に移ってゆき、そこで「ムラ・コミュニティ」

の存在こそが労働者側の抵抗を可能にしていた構図が描き出される。続く「第5章 ストライキを持続させるムラ・コミュニティ」では、その対抗の様子が労働者とその家族の目線からさらに深く描写されていく。とりわけここで強調されているのは、女性たちの労働運動への進出である。「もっとも注目すべき活動は、夫や息子からピケ参加の危険性を指摘されることもあって、女性の多くが、ストライカーたちに食事を提供するフード・キッチン、スープ・キッチン（日本でいう炊き出しの食糧支援）の開設と運営に着手したことだった」（p.106）。こうしたキッチンは各地の炭鉱に広く普及した。そこはピケ参加者と労働者たちの憩いの場となり、また、集って討論する場にもなった。

こうしてスト以前には視野も行動もすべて「自分の家族単位」だった人々が、世代を超えて知り合いになり、孤立していたニューファミリーもコミュニティに帰属するようになった。さらに、コミュニティの運営は女性たちを大きく変化させた。そこには「都市型フェミニズム」とは異なる「家族や労組やコミュニティの絆を守るべきものとする思想の枠内」にありながら、「強権にも性差別の慣習にも屈することを拒んで連帯の絆に生きる、いわばムラ・フェミニスト」たちが現れたという。

「第6章 第Ⅲ期の軌跡：八四年一一月～八五年三月」は炭鉱ストライキの終盤期が参加者たちの目線から描かれる。闘争は収束しても、もはやムラ・コミュニティでの協同の経験をした女性たちはかつての性別役割分業に回帰し得ない。父親はスト破りに与することなく、仕事に行く母親の代わりに家の内外のことをやってくれるようになった。ストライキが収束に向かう中でも、坑夫とその家族の「抵抗の倫理コードと意欲」は、信じがたいほど持続していた。また、炭鉱夫たちの闘争は同じく「ヘン

タイ」として社会から差別される性的少数者との連帯をも作り出していった。だが、貧困の深まりはやがて限界を迎える。労働者側の要求は実現せず、ストライキは「協定なき収束」へと向かった。そして「第7章 その後の憂鬱な経過」ではスト収束後の労使関係の変容について記述される。イギリスにおいても、民営化と組合運動の企業内化が進んでいった。

最終章となる「第8章 思想的・体制論的な総括」では、闘争の意義が総括される。著者は、この争議の「究極の争点」は「産業民主主義のゆくえ」にあったという。それは議会制民主主義とは対立的なものだ。あらゆる階層の人々の同意を得るために、議会では「国民の立場」に執着し、客観的には多数者・国民一般による少数者・当該労働者の圧迫ともなり得る。「だからこそおよそ民主主義諸国は、具体的な労働条件の決定を、議会の決議ではなく、現場労働者の産業内行動の行使、すなわち団体交渉、ひいてはストライキおよびピケの行使に委ねることを、近代史の到達した叡智としてきたのである。そのうえ、産業民主主義の行使は、なんらかの「代表」に依存しない行動の直接性において、「ふつうの労働者によって」という民主主義の神髄、〈by the people〉を体現する思想ということもできる」（p.172）。

著者はこのような産業民主主義の信奉者としての自己を認めたくえて、イギリスの炭鉱ストライキの軌跡を追うことで、これまでの研究を振り返り、二つの課題を意識すべき必要性を学んだという。

第一に、ある種の共同体・コミュニティにおいてのみ、ストライキは可能になるということである。この点について、自らの研究姿勢は「職場労働社会を支えるムラ・コミュニティへの関心が希薄だった」（p.173）と振り返っている。第二に、議会主義と産業民主主義の balan

スである。著者はかつて「強靱な産業民主主義は結局、社会契約（評者：賃上げ抑制の代わりに全般的な階級間所得再分配の諸策を政府に約束させる）の実現のような方向に向かうほかはないのではないかと思ひ至るようになった」（p.177）。これに対し、「望ましい社会体制のありかたは…おそらく、労働組合、農民団体、商工業者団体、多様な市民グループなど、人びとが帰属する中間団体の自治的な行動が許される多元的な社会民主主義の社会、あるいは左翼の伸張によっては、かつての「労働者による産業管理」（Workers' Control）論の系統を引く「自主管理社会主義」のようなありかたであるように思われる」（p.177）とし、労働者による生産と労働のコントロールが新しい社会の内容形成になるとしている。

そして、「むすびにかえて」において、炭鉱夫たちの闘いは「個人と家族だけ」を社会とする新自由主義に対抗し、自治的で自律的な中間団体・〈社会〉の存立と行動が許されるような、多元的な民主主義を目指し対抗したことが示されて本書は結ばれている。

3 日本の労働運動に対する示唆

・日本で「産業民主主義」を論じる意義

評者は20年ほど労働社会学・労使関係論の研究に従事しながら労働運動の現場にも携わってきた。その経験から、本書が投げかける「新自由主義 vs 産業民主主義」、「新自由主義 vs 共同性」という問題構成の提起は日本の労働社会にとって非常に重要であると感じる。とりわけ、その背後に読み取れる「議会主義 vs 自治的な労働運動」というテーマが日本の労働社会に対し決定的だと思うからだ。

例えば、近年の日本の労働運動においてもっとも重要なターニングポイントになった2008年末のリーマンショック期における、非正規労働者

者たちを中心とした「派遣村」に象徴される運動の評価である。中心となっていた製造業派遣・請負労働の労働問題は、その後政治の争点となり、政権交代と法改正へと結びついていく。この時点では、著者が指摘する世界的な労働運動の隆盛と日本のそれも軌を一にしていたとみることできる。ところが、政権交代後しばらくたつと、派遣法は再び規制緩和に転じた。そのころには労働者たちの労働運動はほぼすべてが裁判闘争に移行していた。それらも必要な権利行使であったことは疑いないが、俯瞰してみれば同時期の日本の労働運動は「派遣村」に見られる自治的な直接行動から、政治・法廷闘争へと急速に変質したのである。こうした変化は、海外と比較したときの日本の労働運動の特性といえる。

あるいは2000年代中葉に非正規雇用の増大と変質が社会問題化し、新たな労働運動の機運が高まった時点から、すでに「法律重視の労働運動」は根を張っていたとみることできる。当時から労働基準法を守らせることが労働組合の任務であり、それを通じた政治運動が重要であるという「エスタブリッシュメント」の発言も珍しいものではなかった。派遣問題に関しても、運動の当初から派遣法改正や議会政治に主たる問題関心が寄せられていた側面もある。いづれにせよ日本における非正規労働者たちの労働運動の大きな流れにおいては、本書が提示するような労働権の行使と自治を求めるような産業民主主義の形成は当初から問題の枠外にあった。

もちろん、日本の労働運動の退潮が著しいために、法的権利や選挙権を唯一のよりどころだと考えざるを得ない側面もあるのかもしれない。だが、本書が鋭く指摘するように、新自由主義との対決とは、人々の思考・文化・行動様式のあらゆる部分に置かれているのであって、

国会で決定される法律問題への焦点化は、むしろその本質を覆い隠し、労働者のアトム化を促進してしまうこともある。今日では、ストライキの権利も、その正当性からではなく「適法性」の問題として、「エスタブリッシュメント」たちは議論する。違法なストライキであっても支持すべきかどうか、ということのはじめから問題にさえない。

関連して、近年、新自由主義政策への抵抗として格差が問題化され、分配政策の必要性が指摘されてきた。確かに、著しい格差の拡大に対抗する研究・言説は重要ではあろう。だが、低賃金・貧困問題が広がる中で、特に新型コロナを契機として、政権に対し一時的な給付金を要求することが社会運動の中に目立ってきた。給付金は貧困層にとって必要な側面もある一方で、それは著者が指摘する「本当の民主主義」からますます人々を遠ざけ、国家に垂直的に統合されるアトムへと変貌させているのではないだろうか。

端的に言って、日本においては新自由主義を法制度・議会政治と格差（分配）の問題に矮小化して捉えるところに、対抗運動の大きな限界がある。このような視点に立てば、本書が日本における新自由主義への抵抗に関して十分な示唆を与えるものであることは明らかだ。

・労働運動とコミュニティ

次に、非正規雇用の組織化に関しても、本書は重要な示唆を投げかけている。非正規労働者の組織化は、長く労働運動上の重大課題とされてきた。これに関する多くの研究も生産されている。そして実際に、1990年代後半以後、非正規労働者の賃上げやさまざまな個別の問題への対応を全国のユニオン運動が広範に担ってきた。それにもかかわらず非正規労働運動が拡大しない要因について、やや実感に基づく記述

にはなるが、評者は社会運動の側に生活に対するオルタナティブが不在であるからだと感じている。特に、戦後形成された近代核家族モデルへの労働者自身の執着と、そこから排除された人々に対するオルタナティブ発信の脆弱さが決定的に労働運動を衰退させている。それにもかかわらず、旧態依然とした家族モデルの防衛を労働運動の標語にしている場合さえみられるのが現実だ。

家族関係を理由に組合活動を継続できない労働者は非常に多い。若い男性であれば何とか核家族を形成できるための賃金・身分が欲しいがために、労働運動から距離を取りがちである。そのため、苛烈な労務管理を敷く「ブラック企業」の正社員という身分さえ引き受けていく。労働からも近代家族モデルからももっとも疎外された労働者類型であると考えられる中高年の単身非正規女性たちは、会社と争い続ける中で精神を病んでしまいがちである。もちろん、組合活動や職場の中に共同性を見出すこともあり得るが、職場に精神の居場所を見出すには身分があまりに不安定である。もし、そこにまったく異なるコミュニティとライフスタイルが提示されるのであれば、それは労働運動の大きな魅力になるのではないだろうか。

もとより、家族・生活と労使関係は極めて密接な関係にある。戦後のフォーディズム的労使妥協は消費単位としての近代家族モデルに労働者たちを閉塞させることと不可分に成立した。そして、新自由主義的な労働規範もまた、さらに深化を見せた消費社会と近代家族主義を背景としていることは論をまたない。本書で言及される英米の下層労働者たちの労働運動が、地域コミュニティの社会運動と結合して発展してきたことは、ある意味では当然なのである。

本書が提示する「ムラ・コミュニティ」はオルタナティブ不在の日本へ一つの示唆を与える

だろう。本書で示されているのは単なる居場所や拠り所ではない。そこにはより協働的で解放的なライフスタイルが同時に提示されていた。それは、いわば「フォーディズム的生活様式」への抵抗の契機をも含みこんでいた。もちろん、そこで示されたモデルが今日でもそのまま適用できるものではないだろう。とはいえ、著者が「ムラ・コミュニティ」の教訓を踏まえ未来への展望として語る「労働組合、農民団体、商工業者団体、多様な市民グループなど、人びとが帰属する中間団体の自治的な行動が許される多元的な社会民主主義」は、その発展した構想になり得る。私見では、それは民主主義社会の実現という文脈だけではなく、労働運動の再生のためにこそ不可欠なのである。

これからの日本の労働組合運動は、生活を防衛するさまざまな市民運動と、これを通じた新

たなライフスタイルの提示なしには発展しないだろう。評者が注目するところでは、都市型市民農園運動、フードバンク、子供（大人）食堂、非営利のフリースクール、賃借人組合などの自治的社会構築運動との連携が重要になると思われる。むしろ、これらの運動のバリエーションは無限であり、左記は例示に過ぎない。あらゆる自治の企てが社会に広がり、従来の規範にとらわれない人々のつながりやライフスタイルが魅力的に示され、これが労働組合運動と結合したときに、はじめて「産業民主主義」へと向かう胎動が始まるのではないだろうか。（熊沢誠著『イギリス炭鉱ストライキの群像——新自由主義と闘う労働運動のレジェンド』旬報社、2023年9月、207頁、定価1,700円＋税）

（このん・はるき NPO 法人 POSSE 代表）